

## 1. ホームページ等で利用者へ情報開示する事項

(1) 利用者に検査を提供する機関（医療機関、検査（分析）機関）の基本情報、問い合わせ先（名称、住所、受付時間、電話番号、メールアドレス等）

・基本情報

機関名：株式会社 静環検査センター

機関概要：<https://www.seikankensa.co.jp/profile>

・問合せ先

株式会社 静環検査センター 食品衛生営業課 静岡県藤枝市高柳 2310

受付時間：平日午前 9 時～17 時

電話連絡先：054-634-1000 / 054-634-1002

メールアドレス：shokuei@seikankensa.co.jp

(2) 自費による検査である旨と検査費用（検査 1 回当たりの費用）

¥10,000（税別）

陽性確認後の再検査については¥20,000 円（税別）

共に回収及び郵送手数料を別途申し受けます

(3) 検査費用に含まれるサービスの内容（検査分析、検体の配送等）

検査容器代を含む

(4) 検査（分析）を実施する機関の種類（①医療機関、②衛生検査所、③その他）

②衛生検査所

(5) 医師による診断の有無

無し

(6) 医師の診断がない場合、陽性の際に診療を受けられる提携医療機関の有無

無し

(7) 海外渡航用の陰性証明書の交付の可否

否

(8) 検査（分析）方法（PCR 法、LAMP 法、抗原定量等）

PCR 法

(9) 検体採取方法（唾液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液等）

検査可能媒体は全 4 種で唾液以外の採取は不可、唾液は利用者様自らが採取

(10) 検査時間（検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間）

検体受領当日から 3 日以内に検査結果を通知

(11) 検査人数（実施数）

150 検体/日

(12) その他、以下の該当項目がある場合にはその旨を明示すること

・検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠したものである場合

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠

・精度の確保に係る責任者を配置している場合

精度管理責任者を配置

・精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合

手順書に則り実施

・検査（分析）機関が内部精度管理を行っている場合

現状未実施（ただし、測定バッチ毎にポジティブコントロール、  
ネガティブコントロールを測定）

・検査（分析）機関が外部精度管理調査の受検を行っている場合

厚生労働省からの委託事業「新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等にかかる精度  
管理調査業務」を受検

・検査方法（検体採取・保管・輸送・分析の方法）に関する書面の交付がある場合

検査依頼書に記載